技能士取得までのフロー（代表例）

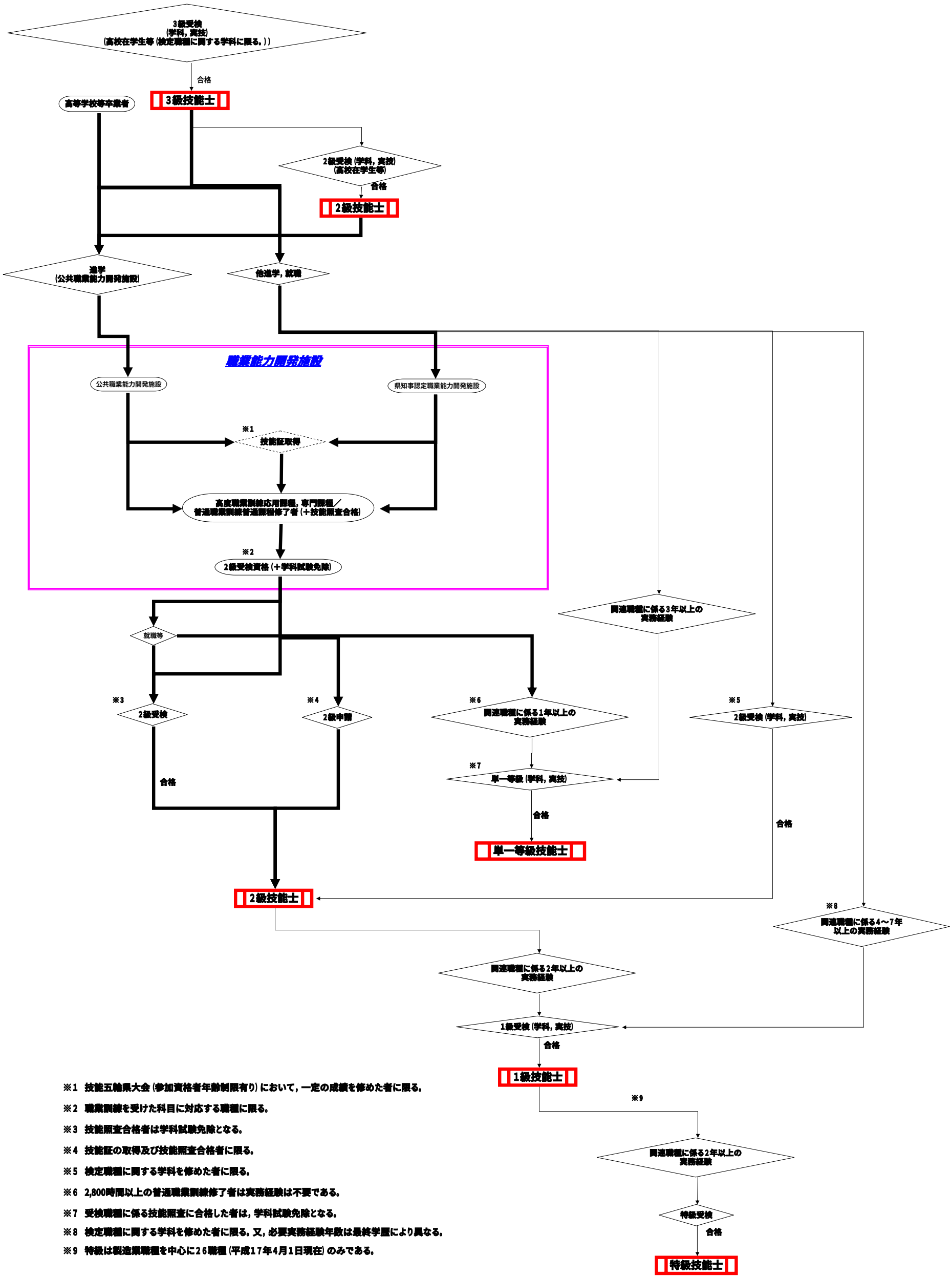

※1　技能五輪県大会（参加資格者年齢制限有り）において，一定の成績を修めた者に限る。

※2　職業訓練を受けた科目に対応する職種に限る。

※3　技能照査合格者は学科試験免除となる。

※4　技能証の取得及び技能照査合格者に限る。

※5　検定職種に関する学科を修めた者に限る。

※6　2,800時間以上の普通職業訓練修了者は実務経験は不要である。

※7　受検職種に係る技能照査に合格した者は，学科試験免除となる。

※8　検定職種に関する学科を修めた者に限る。又，必要実務経験年数は最終学歴により異なる。

※9　特級は製造業職種を中心に２６職種（平成１７年４月１日現在）のみである。